

高圧ガス保安協会主催設備士再講習の実施について

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の9の規定に基づく設備士再講習を下記により実施いたします。この講習は、設備士免状所持者が一定の期間ごと(初回は3年、次回以降5年ごと)に受講することが法令で義務付けられています。(業務に従事していない方も受講義務があります)対象者は必ず受講してください。

なお、平成12年度から「平成12年3月31日以前の液化石油ガス設備士免状取得者」は、この講習を受講することにより、バルク供給設備の保安業務を行うことができるようになりました。

記

1. 講習対象者

(1) 免状交付日の属する年度の翌年度の開始日から3年以内(液石法規則第109条第1項)

【平成26年度免状交付者】

(2) 再講習受講日の属する年度の翌年度の開始日から5年以内 【平成24年度再講習受講者 ※未受講者を含む】

2. 講習の申込期日及び場所 ※中部の方は本部へ申し込んでください。

申込期日	申 込 場 所	電話番号
平成29年12月4日(月) ～	〒410-0055 沼津市高島本町4-1 (一社)静岡県LPガス協会 東部支部	055-923-1070
	〒420-0064 静岡市葵区本通6-1-10 (一社)静岡県LPガス協会 本 部	054-255-2451
平成29年12月8日(金)	〒430-0912 浜松市中区茄子町351-2 (一社)静岡県LPガス協会 西部支部	053-465-1178

(1) 受講希望者は別紙申込書に必要事項を記入し、写真(縦4.5cm・横3.5cmのものとし、無帽・無背景・正面上半身像のもの)の裏面に氏名を記入して申込書に貼り、受講料を添えて上記申込窓口へ持参、又は郵送してください。

(2) 申込済(申込受付後「正式受付者」)の受講料は原則として払い戻しいたしません。

(3) 住所等に変更がある場合、高圧ガス保安協会試験センターにおいて書換え手続きを行ってください。

(〒105-8447 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス TEL0120-66-7966[フリーダイヤル])

3. 講習月日・科目及び場所

月 日	科 目	時 間	定員	場 所
平成30年 1月10日(水)	法 令 供給設備及び消費設備の保安 に関する法令	9:00～11:00	250名	静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所 TEL054-253-5111
	保 安 管 理技術 液化石油ガスの設備工事に必要 な高度の保安管理の技術	11:00～17:00		

(1) 講習終了後、修了調査を行います。

(2) 受講者は、液化石油ガス設備士免状を必ず持参してください。

(3) 受講科目をすべて受講し、修了調査を提出しないと、講習修了者として認めませんのでご注意ください。

(4) 申込人数等により、講習会場を変更する場合があります。

4. 受講料(非課税)

4,700円

5. 使用テキスト(税込)

(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 3,600円
(第32次改訂版)

(2) LPガス設備設置基準及び取扱要領(青本) 3,810円

※必要な方は、協会本部又は講習会場で購入してください。 計7,410円

※講習当日は混雑しますので、お釣りのいらないようお願いいたします。

6. その他

駐車場はありませんので、お車でのお越しはご遠慮ください。(交通渋滞の恐れがあります。公共機関の電車・バス等をご利用ください。)